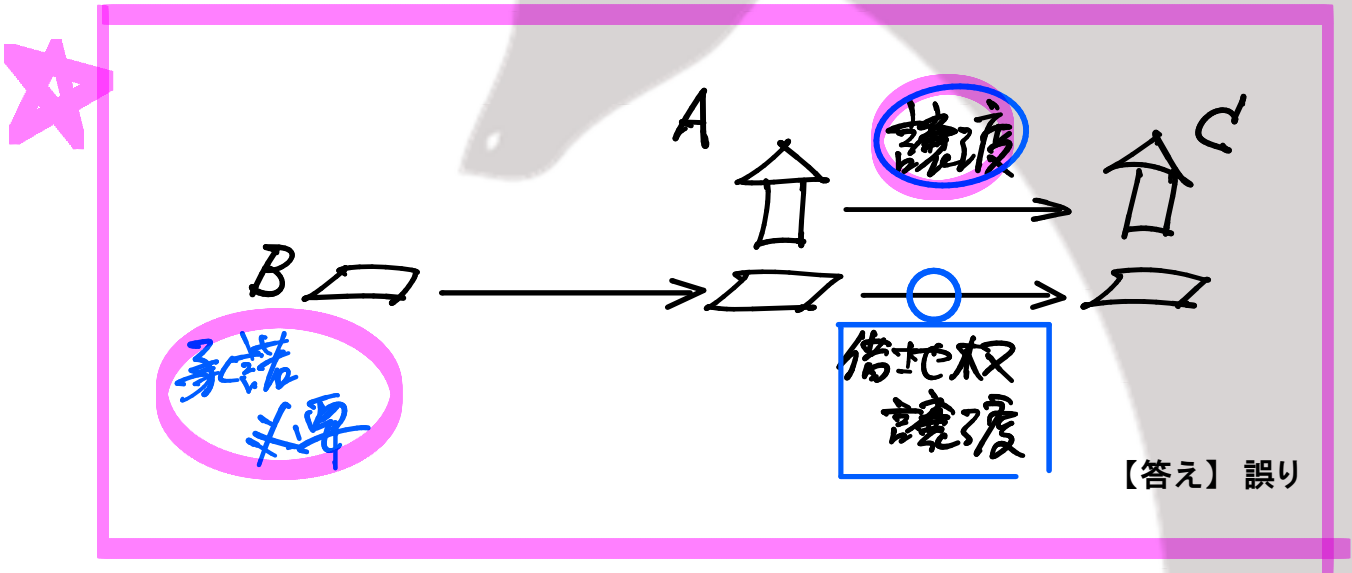


### 賃借権の譲渡 宅建 H17-13-3 《#524》

【問】 正誤をつけよ。

借地人Aが、甲地所有者Bと締結した建物所有を目的とする甲地賃貸借契約に基づいてAが甲地上に所有している建物と甲地の借地権とを第三者Cに譲渡した。Aが借地上の建物をDに賃貸している場合には、AはあらかじめDの同意を得ておかなければ、借地権を譲渡することはできない。



【答え】 誤り

#### 《ポイント》 賃借権の譲渡及び転貸の制限

1 賃借人は、賃貸人の承諾を得なければ、その賃借権を譲り渡し、又は賃借物を転貸することができない。

⇒ 借地権(及び建物)を譲渡する場合に、建物賃借人の承諾は不要

※ 頻出のひっかけ問題

